

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

\* 解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

\* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

2021年1月、Aは、自己所有の不動産甲を賃貸して利益を得るため、以前より不動産取引について相談していた知人Bに、甲の賃貸に関する貸借人との交渉、契約書の作成および敷金の授受等をすべて任せた。

2024年12月、Aは、Bから甲の賃貸および管理に必要と言われ、甲に関する登記識別情報の提供に応じ、実印と印鑑登録証明書をBに預けた。Bは、AがBに対して甲を5000万円で売却する旨の売買契約書（以下、「本件売買契約書」という。）を作成し、Aに署名押印を求めた。Aは、甲を売却する意思はなかったにもかかわらず、本件売買契約書の内容および用途を確認することなく、Bから言われるままに本件売買契約書への署名押印をし、Bが甲の登記申請書にAの実印を用いて押印をするのも漫然と見ていた。

Bは、甲について、AからBへ売買を原因とする所有権移転登記手続きをしたうえで、2025年3月、Cに売却し、その後、BからCへの売買を原因とするCへの所有権移転登記手続きがされた。Cは、登記等を確認し、Bが甲の所有者であると信じていた。

同年5月、甲がC名義で登記されていることを知ったAは、Cに対して、甲の所有権に基づく抹消登記手続を請求した。

[設問]

AのCに対する請求は認められるか、予想されるCからの反論をふまえて、論じなさい。

2026年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻（2026年4月入学）  
＜専門職学位課程＞入学試験 C日程

（2026年2月21日実施）

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

---

【Ⅱ】 以下の文章を読んで、[設問1]および[設問2]に答えなさい。なお、各設問は独立している。

A男とX1女は、2007年に婚姻し、同年X2をもうけた。X2が生まれたのち、AとX1は子育てをめぐる考え方の相違から喧嘩が絶えなかった。2013年に、X1は、X2を連れて実家に戻り、そのまま別居が開始された。2019年頃、AはY女と出会い肉体関係を持ち、お互いの家を行き来する半同棲のような形で暮らすようになった。Yは生活費の負担を専らAに頼っていた。

[設問1]

別居期間中、AとX1は互いに一切連絡を取ることはなく、AはX2の養育費のみを負担していた。

2021年にAとYの関係を知ったX1およびX2は、Yに対し慰謝料請求を行った。Yはどのような反論をすることができるか、論じなさい。

[設問2]

別居期間中、AとX1は必要に応じて最低限の連絡を取り合い、年に1度程食事を共にする関係であった。

Yとの関係が続くなか、2022年にAは癌と診断され、自身の財産の処分について考え始めた。そして、Aは、「自分の財産は、X1およびYの今後の生活を考えて、それぞれに半分ずつ分与する。」と記載した自筆証書遺言を作成した。遺言作成後、Aの生活状況はそれまでと変わることなく、2025年にAは死亡した。

A死亡後に遺言書の存在を知ったX1およびX2は、当該遺言は公序良俗に反し無効であると主張して訴訟を提起した。X1およびX2の主張は認められるかについて、論じなさい。

（問題紙）

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

Xは、A市を拠点とする工場のB労働組合（以下、「労組」）の組合員であり、同労組が支援する統一候補のうちの1人として20XX年にA市議会議員となった。しかし、4年後のA市議会議員選挙で、B労組が支援する5名の統一候補リストから除外されたことを不服としたXは、同労組の方針に反して同選挙に立候補しようとした。

B労組の役員であるYら6名は、Xに対してA市議会議員選挙への立候補を断念するように4回にわたって説得に努めたものの、Xは立候補に固執した。そのためYら6名は、XがA市議会議員選挙に立候補した場合はB労組から処分の対象となる旨を伝え、Xが処分の対象となる旨を記載したB労組の機関紙を組合員に配信した。その後、XはA市議会議員選挙に立候補して当選し、B労組が支援した5名の統一候補のうち3名が落選した。B労組の執行委員会は、Xに対して1年間組合員としての権利を停止する処分とする決定を下し、その旨を記載したB労組の機関紙を組合員に配信した。

Yら6名は、彼らの上述の行為が公職選挙法225条3号（選挙の自由妨害罪）に該当するとして、起訴された。

公職選挙法

第225条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、4年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

……

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

労働組合法

第2条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。……

【設問】

Xの権利・利益の観点から憲法上の論点について、予想されるYらの主張を想定しつつ述べなさい。

（問 題 紙）

次の〔設例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

A社は、通信事業を営む監査役会設置会社である。A社は、その発行する普通株式を東京証券取引所のプライム市場に上場している。また、2024年度の決算期末（2025年3月31日）におけるA社の貸借対照表によれば、総資産7兆3000億円、負債3兆5000億円、そして純資産3兆8000億円、利益剰余金は4兆2000億円となっている。

A社の2024年度末における発行可能株式総数は普通株式84億株、発行済株式総数は43億株、自己株式は4億株である。A社は、普通株式以外の株式を発行していない。また、A社の定款には、「当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる」旨の定めがある。

A社は、2024年10月30日に筆頭株主であるB社より、「A社およびB社の事業状況も大きく変化し、A社の保有について再考すべき時期にきており、今後のB社の資金需要を見据え、A社株式を担保とした借入に加え、売却も資金調達手段として必要であるとの判断から、今後5年間で保有株数の3分の1程度を売却するとともに、以降の継続的な縮減を検討する方針」（以下「当初B社売却方針」という）である旨の連絡を受け、その後、2025年2月3日には、B社より「事業戦略と資本戦略の両面における企業変革の推進にあたり、資本戦略の見直しの一環として、A社普通株式売却を早期化させ、今後2年間で保有株式数の3分の1程度である5000億円規模の売却を計画しており、以降も継続的な縮減を検討する方針」（以下「B社売却意向」という）である旨および2026年3月期にその所有するA社普通株式の一部（以下「B社売却意向株式」という）について売却する意向がある旨の連絡を受けた。

A社は、B社売却意向を受け、2025年3月17日、B社に対し、A社普通株式の株価動向を踏まえ、東京証券取引所を通じて、2025年5月13日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場におけるA社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%のディスカウント率を適用して算出される価格（以下「本件公開買付け価格」という）を持って公開買付けすること（以下「本件公開買付け」という）を提案した。

なお、本件公開買付け内容は、総数1億9600万株（上限）、取得価額の総額4000億円（上限）、公開買付け価格は、本件公開買付け価格、公開買付け期間は2025年5月15日から2025年6月11日とする。

〔設問1〕会社法が、株式会社が自ら発行する株式を取得することについて、厳格な規制を課す理由（自己株取得規制の趣旨）を説明しなさい。

〔設問2〕A社が本件公開買付けをなすには、A社においてどのような手続を踏むべきか、自己株取得規制の趣旨を踏まえ、説明しなさい。

〔設問3〕仮に〔設問2〕で説明した手続を行わずに、公開買付けを行った場合、その取得の効力およびA社の取締役の責任について、説明しなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい。なお、賭博罪及び特別法違反について検討する必要はない。

**【問題文】**

1. Xは衣類専門商社Aの専務取締役として、商品の買付・管理等の実務を担っていた。A社は創業家出身のVが代表取締役を務めており、XはVの孫であり、Vの後継者として、高齢のVに代わって、実質的にA社の経営を担っていた。
2. XはA社名義の当座預金口座から資金を処分する権限を有しており、預金の引き出し等に必要な会社名義の通帳や印鑑、ネット取引用のIDや暗証番号等を管理していた。また、資金の移動については、事後的にVに報告する運用がなされていた。
3. Xは銀座のクラブを経営するYとかなり親密な関係をもっており、商品の買い付けのために外国に出張する際には、Yを同伴することが多かった。XとYは海外出張の際には、合法カジノでギャンブルに興じることも多かった。
4. カジノでの遊興費にはX個人の銀行口座から引き出した資金を使っていたが、モナコの合法カジノで5000万円の損失をだしてしまった。Xは損失補填のことを考えていたところ、YはXに、「会社の資金を管理しているのはXなんだから、会社資金から一時的に5000万円を引き出して使えばいいじゃないの。私がXから借りている資金についても返済の目途がついたから心配しなくてもいいわよ。」と伝えた。
5. Xは、Yの意見に同意し、一時的に会社資金を5000万円の損失補填に充てることを計画した。Xは、A社の当座預金からX名義の普通預金に5000万円を振込入金し、5000万円をカジノ運営会社の預金口座に送金した。
6. 数か月後、Xは、Yに貸し付けていた1億円が返済されたので、5000万円を会社の当座預金口座に入金して補填した。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責について、判例の見解及び反対説にも言及しながら、論じなさい。